### 更新時期を迎える宇陀市指定給水装置工事事業者の皆様へ

# 更新申請のご案内

- ◆ 指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第25条の3の2により<u>5年</u>となっています。 このたび、更新対象となる貴事業者におかれましては、申請書類に必要事項を記載し、下記一覧 にあります申請に必要な書類一式をご準備の上、宇陀市水道局へ提出ください。
- ◆ 更新に関する手続きは、以下のとおりです。

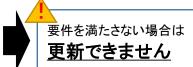
#### 【更新手続きの流れ】

更新申請 手数料支払い (納入通知書) 事業者証の受け取り (郵送)

### 【指定更新の要件】

水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3第1項第3号のいずれにも該当しない者であること



【更新の申請に必要な書類】 ※事業者様の控えとして、提出前に各書類の写しを取るようにお願いします。

個人	法人	申請の際、お持ちいただくもの	備考
0	0	申込票	当局から郵送されたもの。
0	0	「更新申請書類チェック表」	チェック欄にくを入れてください。
0	0	「【表面】指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)	<u>住民票・巻記事項証明書等の記載通り</u> に記入してください。
0	0	「【裏面】指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)	申請する全ての事業所を記載してください。 ※事業所が1か所のみの場合(本社・本店のみの場合)も記載してください。
0	0	「機械器具調書」(別表)	4種類ありますので各1個以上の機械器具を記載してください。
0	0	「誓約書」(様式第2)	指定申請書の表面の「申請者」欄と同様に漏れなく記載してください。
0	_	住民票(原本)	発行日から3か月以内のものを添付してください。 ※個人番号は表示しないでください。
-	0	定款の写し(全ページ)	直近のものを添付してください。 内容が変更されている等、現行と異なる場合は、変更を決議した株主総会議事 録(写し)を添付いただくか、現行の定款(写し)をご提出ください。
_	0	商業・法人登記の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書等)(原本)	発行日から3か月以内のものを添付してください。 ※不動産登記ではありません。
0	0	選任している給水装置工事主任技術者の 免状(写し)又は技術者証(写し)	選任している主任技術者全員分(申請書の裏面に記載の主任技術者全員分)を添付してください。
0	0	「指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項」	記載できる範囲でご回答ください。
Δ	Δ	指定事業者証(旧)(原本)	

※申請様式については市ホームページでもダウンロード可能です。



上記申請書類に不備不足がある場合には受理できない場合があります。

【更新手数料】 ※後日納入通知書を送付しますので、金融機関でお支払いください。 1件につき 5,000円

### 【申請場所】

宇陀市水道局

### 【問合せ先】

宇陀市水道局総務課 電話番号 0745-82-2185 FAX 0745-82-4073

〒633-0218 奈良県宇陀市榛原檜牧146番地の2

# 重要

## 【組織変更等がある場合の更新の有無】

次に該当する場合には、更新ではなく新規申請や廃止届の手続きが必要となる場合があります。

申請者	内容	具体例	届出方法
個人	法人化	個人⇒法人	廃止届+新規指定申請届 ⇒ <u>更新不要</u>
1個人	相続	相続人が事業継承したとき(個人⇒個人)	廃止届+新規指定申請届 ⇒ <u>更新不要</u>
法人	組織変更	法人⇒個人	廃止届+新規指定申請届 ⇒ <u>更新不要</u>
本人		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届 ⇒ <u>更新必要</u>

※上記事象以外の場合にも手続き内容が異なる場合がありますので、ご不明な点がございましたら、 事前に、宇陀市水道局までお問い合わせください。

### 【指定情報等に変更がある場合】

従前の指定情報等に変更がある場合には、更新手続きの前に<u>指定事項変更の届出</u>が必要となります。 変更手続き完了後、更新の手続きを行っていただきます。

※指定情報確認票にて登録状況のご確認をしていただきますようお願いします。

### 【更新申請の申込み期間】

平成25年4月1日から令和元年9月30日の間に指定を受けた事業者様の指定有効期間は令和6年

9月29日までとなっています。また、令和元年10月1日以降に指定を受けた事業者様の指定有効期間は、 指定日から5年となっています。

更新申請の殺到を避けるため**令和6年5月から令和6年8月まで**の間に、更新事業様ごとの受付期間を設けさせていただいております。受付期間については「宇陀市指定給水装置工事事業者更新に係る申込票」に記載しておりますので、ご確認のうえ、該当期間に申請くださいますようご協力よろしくお願いします。 ※任意の受付期間となりますので、受付期間外に申請できないということではありません。

受付期間に係るご相談がありましたら当局までご連絡ください。

### 【指定有効期間内に更新申請がない場合】

指定有効期間内に更新申請がない場合(既に廃業している場合、更新意思がない場合等)は、有効期限の 到来により<u>指定の失効</u>となります。

なお、再度、宇陀市指定給水装置工事事業者として当該給水区域内で業務を行う場合には、改めて 新規指定の申請が必要となります。